

12月9・10日

ユスコージェンスの考え方によると、重大人権侵害から守られるべき個人の人權は、国家間の条約さえ奪うことができないということになり、日本国内に定着を始めている個人の補償請求権を国が奪うことはできないとする考えにも合致するが、さらにもう一步踏み込んで、国家には国連憲章により人權擁護の責務がある以上、ユスコージェン스에反

日本の場合、今の時点で補償に取り組みには大きな困難がある。つまり、ドイツが補償問題への取り組みを始めた一九五〇年代ならば経験が豊富で、補償の請求も少なくないというドイツの経験から、この形勢が助められる。

もう一つの可能性として、言えることは、日本の場合は、自ら過去の問題と取り組む必要があるということである。これは、彼が日本滞在中に、政治家やジャーナリスト、犠牲者の方々、そしてその関連団体の方々などに会った感想で、そのために次のような問いかけがなされる必要がある。

「当時、何が起きたのか。そこにはどんな責任があるのか。当時誰が関与したのか。どうすれば、道義的にこの問題を克服できるのか。少なくとも犠牲者たちに対して、どんな責任



②VW社前の強制連行労働者たちのための記念碑

のとり方があるか、といった問いかけである。犠牲者の方々の道義的な意味での復権(名誉の回復)が必要であるとともに、自己の歴史への取り組みを、一般の人々の意識にのぼらせる必要がある。以上がザイトホフ氏の提言であった。さすがに日本の現状に詳しいだけに、耳の痛い指摘であるし、まさにその通りだろう。ケルンではほぼ四時間程度の滞在で、次の目的地に向かったが、ケルンを去るにあたって何とも言えない充実感があつた。それは、もうひとりのビンゲンさんも含めて会った三人が、いずれもユーモアをよく解するとても明るい人たちで、たとえ暗く落ち込みがちなか場、敵の逆手を取るような「したたかさ」をもって生きている姿のせいだったかもしれない。

ドイツの企業補償の現場としては、ヴォルフスブルクの町がVWの町であることとあらためて強く確認したが、さらに驚いたのは会社側の実に手慣れた対応ぶり、こちらの訪問に対して完璧に準備しているという印象をもった。会社側を代表してインタビュに答えてくれた取締役のベーク・フレア氏は、実に手際よく、堂々と回答を続けたため、今回の旅では最初の取材ということもあってこちらがかえって緊張する始末であった。やはりドイツの企業のマスコミ慣れが感じられるとともに、自分たちの会社のなした行為に胸を張って答える姿は、立派でさえあった。

さてVW社の補償(千二百萬マルク)については、本紙創刊号で紹介したように、補償と云えるかどうか、かなり疑問の残るものだった。その点を中心に質問したが、一九三八年創立の同社五十周年(八八年)にあたり、歴史家同士の歴史調査の依頼をし、その結果補償に至ったこと、法的義務はないが、人道的理由から補償に踏み切ったことな

ど、予想された通りの回答があった。ただ、五十年の歴史の最初の十年間が自分らに都合が悪いからといってそれを消し去るわけにはいかないという話には、むしろ感銘を受けた。なるほど色々な批判はあるとしても、何と云われても、払ったという事実を重みを持つのである。ドイツの新聞では批判的な記事が目についたが、この私の質問に、そんなことはない、他の記事もお見せしようという約束があった。その後帰国すると、VW社からその記事の大量のコピーが自宅に届いており、「さうだが」と、またまた舌を巻いたものである。こうしたことがどれだけの企業のイメージアップにつながるのか、十分承知のことなのである。

VW社の敷地内には、昨年(一〇月)の補償決定に際して、強制連行労働者たちのための記念碑(写真参照)が建てられた。その碑文ひとつを見ても、相当な配慮のもとに作成されたことが読み取れる内容であった。その後四人の若い従業員から、

アウシュヴィッツの強制収容所跡での彼らの奉仕活動について取材した。興味深かったのは、現在同収容所跡の自然風化がかなり進み、その防止のために企業援助が要求されているという話で、おそらくドイツの企業は払わざるをえないであろう。日本の企業には、そうしたことが考えられるだろうか。

ただ、補償が迫害のひとりの度合いによる補償ではないこと、最近の旧東独支配による犠牲者への補償額が、監獄に収容された場合一日十五マルクと計算され、ナチ時代の強制収容所での一日五マルクとかなりの違いがあることの指摘には、考えさせられてしまった。

ツにおけるこの問題についての認識不足が指摘されている。日本での取り組みが、今度は逆にドイツの問題提起としてフィードバックされる可能性も、十分に考えられるのである。

なお旅の詳細については、帰国後ビンゲンさんとの同行体験や、ドイツの補償をめぐるあれこれも含めて、『法学セミナー』十一月号から連載する予定である。

国連報告

「慰安婦」問題 国連人権小委で論議

広がる「ユスコーゲンス」の見解

戸塚 悦朗

国連の差別防止・少数者保護小委員会(以下「人権小委」)第四四期が、八月一日から四週間、ジュネーブで開催された。人権小委は、国連人権委員会の下に設置されたもので、独立の専門家から構成されている。ここには、国連加盟国などの政府、専門機関、国連NGOの代表も参加し、発言・書面提出などできる。筆者は、一九八四年以降、ほとんど毎年参加してきた。今年も八月五日から最終日の二八日まで、国際教育開発(IED)の東アジア代表として参加した。

「奴隷」という重大人権侵害について、ユスコーゲンス(前頁)人権に対する果敢な発言で、人道に対する罪、強制労働、強制収容など国際人権法の観点から発言した。これに、つづき共和国と韓国、両政府から発言があり、ともに、七月に日本政府が公表した「従軍慰安婦」問題の調査結果に強く反発し、真相の徹底究明など誠実な対応を強く求めた。

最大限誠実に検討したい」と述べた。しかし、強制連行は、この重大人権侵害問題に完全には無関係だ。NGO、報道関係者らは、「これは、七月以降日本政府が提案してきた「補償に代わる措置」を、国連の場で示唆したに過ぎない」と受け止めており、「全く問題解決にならない」と明白に拒絶された。

これらの発言を聴取したうえで、人権小委は十四日、同議題についての決議を無投票のコンセンサスで採択し、「従軍慰安婦」問題について、「事務局長に対して同問題の資料を特別報告者(ファン・ボーベン教授)に提供するよう要請する」決議をあげ、五月に出された現代奴隷制報告書をさらに人権小委段階まで一歩進めるものとなった。

国連内で特別集会 特筆すべきは、人権小委委員会の会期中である八月十八日の昼、「日本による奴隷」と題する集会が国連内で開催されたことだ。主催はWCC、国際調和会、IEDの三NGO。被害者など、関係者からの情報提供を受けることが目的で、この種の集会が国連の許可を得て開催されることは希でないが、日本問題が主題となったのは初めて。

集会はオープンで、誰でも参加できた。NGO代表のほか、数か国の政府代表(日本政府は不在で、人権小委委員、国連職員など百人を超え、会場はほぼ満席)となつて関係者らを驚かせた。この種の集会は五十人くらいが通例のため、用意したサウンドイッチが大幅に不足したが、多くの出席者が昼食抜きで二時間、被害者の証言に熱心に耳を傾けた。

集会の主役は日本と韓国から出席した二団体で、日本の朝鮮人強制連行真相調査団が持参したビデオの放映につづき、元「慰安婦」だった黄錦周さんが発言、その迫力に会場は圧倒された。韓国の挺身隊問題対策協議会から三人が調査結果などを報告し、真相調査団からも洪・事務局長が「慰安婦」問題と強制連行全般について最新資料をもとに報告した。

筆者は、関係者の要請もあり司会にあつたが、集会後、NGOはもとより、政府関係者、国連関係者から「大成功だった」と高く評価されてとまどったほどだった。世界の有力NGOが「従軍慰安婦」と強制連行問題について、明確な共通認識を持つ第一歩になったのではないと思う。

ファン・ボーベン氏の発言 議題四は、「重大人権侵害被害者の現状回復・補償・リハビリテーションへの権利」に関する審査で、二二日にその山場を迎えた。同問題の「特別報告者」チオ・ファン・ボーベン教授(リッパグ大学、国際法)が報告した。同教授は、元国連人権センター所長(一九七〇〜八二年)などを歴任した国際人権法分野の世界最高権威者の一人で、報告の最後に特に発言を追加し、次のように述べ、会場のつよい関心を呼んだ。

「(本年五月の)第一七〇期現代奴隷制報告書に十分な注意を払っている。会期中、第二次大戦中日本帝国軍によって誘拐され、あるいは強制的に連行された朝鮮の少女・女性の問題が提起された。作業部会はその勧告の中で、強制連行および制度化された性的暴力の被害者への賠償の必要性を、正しく強調している」と述べたうえで、今期での人権小委の「従軍慰安婦」に関する前記決議にも触れた。次いで、同教授は、「私は、人権小委および作業部会によって受取られ、事務局長から私に対して送付される情報を十分に検討すること、人権小委に対して約束することができ、私はまたこの「情報」が、直接に関係する言及される国、ないし国々の見解を含むであろうことを希望している」と結んだ。「国連が調査開始、日本政府に資料要求」との報道がなされたが、それはこの発言を指すのである。ファン・ボーベン教授の後、四NGOが、日本による重大人権侵害を批判した。

ユスコーゲンスの提起 二二日には、WCCを代表し、挺身隊問題対策協議会の李教授が、傍らの元「慰安婦」の黄さんを紹介しつつ発言した。「協議会が、国際法に基づく解決を日本政府に要求している。最も重要な要求は、真相の徹底究明と、日本軍と政府

ドイツの補償現場・訪問記

佐藤 健生

本年七月半ばの二週間、日独の戦後補償を比較するというテレビ番組の取材で、幸運にもドイツ訪問の機会を得た。ドイツの戦後補償の近況については、既に「アエラ」五月五日/十一日号や、七月の朝日新聞の連載記事で存じの方もあろう。しかしここではあえて、ドイツの戦後補償を研究する者として専門の立場から、補償の現場に接しての感想や印象も含めて、今回わかったことなどを紹介したい。

ケルンの事務所を訪ねて

今回の旅は、補償のみならずドイツにおける「過去の克服」全般に関わる現場を訪ね、関係者に取材することが目的だった。補償問題に関しては、ケルン市内にある「ナチス被害者」のための情報・相談所が主たる訪問先。この事務所は、一九九〇年の四月に設立され、規模も専任職員が女性三名と小さく、市営のビルがある建物で、その最上階のみ借りた形で、一階から通じるエレベーターも階段も、すぐには見つからないという有様だった。内部に入ってみると、補償の現場であることは、関連するポストや豊富な資料のファイルなどから十分にかうことが出来た。ついながらこのファイルは、昨年度の

「戦後補償国際フォーラム」に提出した「ケルン・ザイトホフ氏が作成したもの」だそうである。ところでこのザイトホフ氏は、昨年のフォーラムで氏の通訳をつとめて以来の付き合いである。彼は現在、統一ドイツの補償問題の専門家として活動中、彼とは、まずボンの国会議員会館で再会を果たし、フォーラムの報告書を書き、手渡した(写真①)後、ケルンの先の事務所へ落ち合う約束をした。なぜならこの事務所は、なせならこの事務所について、来日当時から彼がその存在意義を盛んに強調していた



①ボンでザイトホフ氏の報告書を手渡す

人との出会いに関連し、ケルン市との不思議な因縁を感じた。さてシュレーゲルさんの話では、この事務所への問い合わせは現在、アメリカ、カナダ、東欧、そして旧ソ連など諸外国からのもの、旧東独からのもの、そして旧西独からのものが、それぞれ三分の一ずつを占めるとのことだった。その活動範囲の広がりがわかった。そしてこの事務所の任務としては、犠牲者の相談にのること、政治的レベルへの働きかけ、犠牲者団体どうしの結核、医師や弁護士など連絡をとり専門知識を集め、広めること、そして資料の収集があげられる。

事務所の設立にあたっては、八七年の国会での補償問題に関する公聴会の開催によって、犠牲者団体相互の連帯の必要性が確認されたことが大きかったという。これについては、彼女があげたエピソードが大変興味深かった。一九四五年、戦争が終わり、強制収容所からケルンに戻ってきた人々が、ケルン市の手前のライン川にかかる橋のたもとまでたどり着いたその時点で、もう口論が始まったのだそうである。つまり、「自分こそが本当の犠牲者である」と。こうした犠牲者どうしの利害や見解の相違を調整し、結局一五の犠牲者団体によって設立されたのが、

この事務所なのである。この話は、日本での補償問題への今後の取り組みにも参考になる。なおこの事務所は、ケルン市が場所を無料で貸し、州から予算を受けているとのことである。しかし市、州共に毎年契約を更新する形のために、将来に向けての展望がなかなか立たないというのも実情だそうである。また相談窓口としての実際の活動は、電話や手紙によるものが中心ということでも、ビンゲンさんも、犠牲者のブライバシーの問題もあって、むしろ自分から出向することが多いと語っていた。補償窓口のあり方としても、参考になる。

ザイトホフ氏の提言

ザイトホフ氏とはほぼ一年ぶりの再会となったが、氏は相変わらずエネルギッシュに、ドイツの補償問題の現状と日本に対する提言を語ってくれた。前者については、この三月にワルシャワに設立された「ドイツ・ポーランド和解基金」で、東欧の強制連行労働者への補償の第一歩が踏み出されたこと、企業補償がなかなか実施されないこと、そして

はむしろ植民地主義的な軍事支配によるものであった。しかし違ひとともに、共通点も多々ある。それは、ある一定の集団に属する人々に対するひどい扱いで、それ自体が、戦時法に反するものであった。さらに重要な共通点としては、強制連行(移送)と強制労働、医学による実験(人体実験)、そして強制売春(日本では慰安婦問題)があげられる。ただ、いかに共通点があっても、ドイツの法律を日本に適用することは不可

の責任の承認である。七月六日の日本政府による調査結果報告書は、証人や生存被害者、その他の研究結果や証拠をも無視している。慰安婦に対する強制の「証拠がない」としたのは誤りだ。八月一日の伊藤公使の答弁は、「法的問題はさておき」と法的責任がないとの立場をくり返している」と批判した。

「二五日には、リベリシオン代表で強制連行真相調査団でもある李尚七氏、I E D 代表のK・パーカー氏、W A C 代表のD・ゴードン氏が相次いで発言した。リベリシオンの発言は、日本による朝鮮民主主義人民共和国の奴隷被害について、法的責任の承認及び完全補償を求め、「従軍慰安婦」以外の強制連行被害者の奴隷被害についても日本政府の回答を要求した。

今後被害者の保護に有力な法的武器を提供することになる。最終報告書への準備 W A C は、二十万人にものぼる連合国側の戦争捕虜、民間人の被収容者が日本軍による虐待を受けたことは戦争犯罪であった点を指摘し、完全補償を要求するとともに、J・ハンフリー元国連人権部長の発言を引用して、「世界人権裁判所の設置を目指す」と表明した。国際機関を設置して、その規定による重大人権侵害被害者救済を主張するN G O には、ほかにI E D、W C C などがあり、国連N G O の間で解決方式に関する合意が成立しはじめているのが、今期人権小委の大きな特徴だった。

結論と勧告を含む最終報告書を出すよう求めた。したがって、もしこれから十分な情報提供が、多方面から同特別報告者に必要されるなら、報告者の考慮されるべき最終報告書に記されるべき被害者として納得の連合国連原則・指針の成立に貢献できることとなるだろう。

戦後補償の法理 残念ながらこれまで、国連における議論が十分に日本に伝わっていないせいもある。日本国内での法律議論と国連のそれとの間にかなりの溝があるように思われる。第一に、戦後補償の法的根拠がどこにあるのかという点について、たとえば「韓国の元従軍慰安婦ら被害者の補償請求権は日韓協定で消滅してしまったのでないか」という「請求権放棄説」に対して、多くの国連N G O 関係者は、ユネスコ・ゲンズの違反するもので、国際条約によっても人権や基本的自由に関わる個人請求権を放棄することはできないと考えている。仮にそのようなことがあったとすれば、条約は無効である。国際法を中心に考え

ると、請求権放棄説に対して、このような反論が可能だ。さらに「補償請求権の発生」についても、国際法を根拠にしている。I E D もリベリシオンも、ともに「人道に対する罪」に由来する。自由、強制労働、虐待、反人道的行為、W C C もこれに同意した。戦争捕虜虐待問題については、W A C は戦争犯罪をあげた。つまり、いづれのN G O も、法的根拠として、大日本帝国軍政府の問題の行為を犯した当時(一九四五(一九四五)年八月十五日以前)に存在していた国際法をあげているのであって、決して行為

後にできた法を問題にしていない。説明は省略するが、これらの国際法に違反した重大人権侵害、補償、賠償をすることは国際法上の当然の義務となる。国際法を中心と考えれば、このように補償請求権の発生も明確になる。ユネスコ・ゲンズの範囲 あるいは、戦後四七年を経過しているのに、国内法上の感覚から、「時効」(損害と加害者を知ってから三年)「除斥期間」(行為から二十年)を頭に浮かべる人も少なくない。だが、国際法上は原則として時効がない。ことに戦争犯罪や人道に対する罪については、刑事罰についても、国際法上時効は廃止されている。参考のために付言すると、前記国連特別報告者ファン・ボーベン教授の第三回報告書付属文書も、重大人権侵害被害者の補償等請求権(国内法に対する国際法による要求と解する)については、原則として時効等時間制限を認めない立場である。国際法を中心に考えるなら、「日本政府には法的責任がない」と主張するのは、一般に考えられているほど容易なことではない。それは、「何がユネスコ・ゲンズの範囲に入るのか」が問題になる。これについて明文の規定はなく、実務の発展にまかされている。国際的法律家の間では、国



8月18日、国連内で開かれた特別集會「日本による奴隷」の様子。発言は黄錦周さん。一人置いて左が戸塚悦朗さん

韓国で「従軍慰安婦」問題 アジア連帯会議開かれる

朴美津子

って論議されたのが「従軍慰安婦」という名称である。この名称には、日本軍に連れて従い「慰安婦」になったという意味が含まれる。しかし実態は、否も応もななく「慰安婦」を強要されたもの。そのため、韓国側からの提起で、「強制従軍慰安婦」という名称を使うことが合意された。そして今後、アジア全体でこの問題に取り組んでいくことを確認し、強制従軍慰安婦問題をの「アジア連帯ネットワーク」

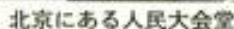
を求めていく、④今回参加できなかったアジア各国にも連帯を広め、私たちの連帯を強固にすること、⑤アジアの女性の人権尊重と世界平和のために努力する。

此類文字，又上指有罪之

理論的検討の成果としてある。王丁氏は、この問題の重要な点は金額がいくらであるかということではなくて、広く有識者の見方をとって、いりいれ、最後には、事実と証拠に基づいて、最も合理的な方策を採用するところにあると考えている。

王氏は、記者にこう語った。「日本への賠償請求の動きはようやく前へ進み始めたばかりだ。最終的に到達するためには、さらに多くの仕事と多くの努力が必要だ。条件が許されるならば、議案を提出した代表たちは、大陸および台湾、香港とマカオの関係方面の法人や社団、海外在住中国人の社団法人の参加と支持のもとに、統一した『中国一九二一年—一九四五年、対日損害賠償請求委員会』の設立をはかり、中国人、中国の公民、外国籍をもつ中国人による書面での損害賠償申請を受理したいと願っている。その時には、赤十字、老齢委員会、労働組合、婦女連合会、弁護士事務所等が、委託された事業をすべて無料で代行することができるようになりたい」。

訳・老田裕美
(次号につづく)



過去において日本国が

王丁氏は、この問題の重要な点は金額がいくらであるかということではなくて、広く有識者の見方ととりいれ、最後には、事実と証拠に基づいて、最も合理的な方策を採用するところにあると考えている。

王丁氏は、記者にこう語った。「日本への賠償請求の動きはようやく前へ進み始めたばかりだ。最終目的に到達するためには、さらに多くの仕事と多くの努力が必要だ。条件が許されるならば、議案を提出した代表

0.0055

理論的検討の成果としてある。王丁氏は、この問題の重要な点は金額がいくらであるかということではなくて、広く有識者の見方をとって、いりいれ、最後には、事実と証拠に基づいて、最も合理的な方策を採用するところにあると考えている。

王氏は、記者にこう語った。「日本への賠償請求の動きはようやく前へ進み始めたばかりだ。最終的に到達するためには、さらに多くの仕事と多くの努力が必要だ。条件が許されるならば、議案を提出した代表たちは、大陸および台湾、香港とマカオの関係方面の法人や社団、海外在住中国人の社団法人の参加と支持のもとに、統一した『中国一九二一年—一九四五年、対日損害賠償請求委員会』の設立をはかり、中国人、中国の公民、外国籍をもつ中国人による書面での損害賠償申請を受理したいと願っている。その時には、赤十字、老齢委員会、労働組合、婦女連合会、弁護士事務所等が、委託された事業をすべて無料で代行することができるようになりたい」。

訳・老田裕美
(次号につづく)

中国

戦後補償活動家を拘束

天皇訪中で中国政府に行き詰まり

十月十日発の共同が伝えるところによると、中国の戦後補償活動の活動家六人が、警察当局によって身柄を拘束されたという。逮捕された活動家の氏名はまだ不明だが、中国全土にわたっている模様。

中国の補償要求運動は、今年三月の全国人民代表大会をきっかけに大きく広がっており、河北省では十万人を超える「中国民間被害者対日索赔連合会」が結成され、童増氏などが提起した一億人署名運動も三十万を超えていた。

ループのリーダーである鮑戈氏を一時拘束するなど、態度を硬化させてきた。報道機関に対して中国侵略を取り上げた報道をしないよう通達し、これに違反した記者を拘束し、党や軍の幹部クラスに「天皇訪中の際して民間賠償請求を持ち出す動きを支持してはならない」と警告したとされる。

民主化の進んでいない中国では、韓国のように日本に米で裁判所に提訴するようなことはできない。とするならば、天皇の訪中時に謝罪や賠償を請求せざるを得ない現実がある。しかも北京週報および北京大学生による二つの調査によると、「天皇は謝罪すべき」とする者が、中国民衆の90%を超えるというアンケートさえ得られている。天皇訪中と賠償問題をリンクさせないとする中国指導部の方針は暗礁に乗り上げた格好。今後弾圧を強化するか、重大局面に入っている。

中国の民間による、日本政府への賠償請求

李秀平(記者)・斉 声(通信員)

以下の記事は、中国で発行されている「法律と生活」一九九二年七月号からの抜粋。中国全土に広がる対日賠償要求運動を詳しく伝えており、次号以降もつづけて掲載する予定。今回は、本年三月の全国人民大会について触れている。(小見出しは編集部)

中自共同声明の影響

あらためて言うまでもなく、「中自共同声明」の調印は、中日両国間の友好関係に新世紀を開いた。あれから二十年、新聞紙上やテレビに頻りに出現する日本と中国の経済協力をみると、商店のショー・ウィンドウの中一杯にあふれる、まばゆいばかりの日

本の電化製品を見ると、次々とやってくる、観光バスの中で、満面に笑みをたたえる皆さんの日本人を見るたびに、言葉の壁を越えはじめたばかりで片言しかできない子供が、山には必ず道があり、道には必ずトヨタがある。などというコマーシャルを語るのを聞くと、「共同声明が私たちの現在の社会生活にいか

かに大きな影響をもたらしているか、強く実感する。角度をかせ、世界の政治状況に注目するなら、共同声明の作用が、とうていこれだけにとどまるものでないことも見いだせる。国際間の様々な政治勢力の対立や変化に際して、全世界の平和と人類の繁栄を維持促進するために、積極的で深い影響をおよぼしている

のである。季節をはこぶ春風と、社会を改革する春風がともに手を携え、大地を緑にかえ人の心を暖かくする一九九二年の三月、人民の重要な

中国民間からの叫び声 日本への賠償請求は 私たちの権利!

委託を受けた全国の人民代表が、政治に参加し議論をするために、今年も人民大会堂に参集した。今回の大会で受理された

第七号と第十号議案は、それぞれ別の代表団から提出されたものであったが、反映されたのは同じ事柄であった。日本に対して、全中国人民大会が法にのっとり、一九三一年から一九四五年の損害賠償請求の権利を主張するよう請願したのである。

これらを考え、現代の中国人の大多数は、私たちの一つの世代である偉大な毛沢東、周恩来、ならびに日本の政治家田中角栄があの正念場で示した、大きな気概と賢明な判断に對して、心からの賛嘆を表している。

しかしながら、中国民族に広い度量があるといっても、かつて自分たちの民族の受けた苦難の歴史を、軽々しく忘却することはできない。また当然忘れてはならない。中日両国の現在の友好関係は、自分自身が、かつて日本軍国主義が侵略戦争を引き起こし、中国人民に負わせた巨大な傷跡を治せるわけではない。

もし、日本政府がまともな歴史に向き合う勇氣があるならば、当然一九三一年から一九四五年の間の歴

「全国徒步行進」を終えて 金 宣吉

はじめに

七月十九日から八月九日まで、二二日間に及ぶ徒步行進が終わった。大阪から東京までの六〇〇キロ、炎天下も小学校四年生の三世から七十才の一世の人まで多くの人たちが、日本の理不尽な戦争犠牲者援護法の国籍条項撤廃を訴え歩き続けた。

この行進に参加した者の一人として、記憶に残ったこと、感じたことをまとめてみたい。

出発



東京事務局の切り換え地点となった。大阪を出発して八日目、名古屋駅で待つ私たちに農楽の音が聞こえてきた。ハンドスピーカーを持った鄭君を先頭に行進隊が近付いてくる。背、真っ黒に日焼けしている。Tシャツには「戦後補償」

陳さんの似顔絵とといった文字や絵が踊っていた。胸の奥の方が熱くなっている。同行の車から流される「軍事者は、高齢に達しています。私達には時間があります。」という言葉が耳から離れなかった。

金さんは、仕事が始まるまでの朝七時から八時十五分まで一緒に横断幕を持って歩いてくれ、ギリギリまで歩いたために走って出勤して、いざ出陣のとき、市街を出てから二十キロほど歩いた所で、コンビニエンス・ストアの中からチマ・チョゴリ姿の民族学校の生徒が手を振ってくれた。戦争が過去のものではないことを彼女らの目が感じさせる。

愛知県から静岡へ抜ける四日間は、一日の行程が長いのと猛暑の為に、参加した人の何人かがリタイアせざるを得なかった。焼けたアスファルトで足の裏が水ぶくれだらけにならなから歩いてくれた人たちの思いが胸にしみした。

一日四十キロも歩いていると、目的が戦後補償を訴えることなのか歩くことなのか分からなくなってくる。そんな時、隣を歩いていく人達の温かさが伝わってきて「頑張ろう」と肩をたたかれていくような気がした。

七月三日の夜、行進隊は、大阪のメンバーは、明日からの生活に戻っていった。大阪のメンバーは、明日からの生活に戻っていった。

最後

行進に唾を吐く者や、「韓国帰れ!」と言う人間がいた。これはまぎれもなく現在の日本の一つの姿である。もう一方、仕事を休んで歩いた人、カンパやお菓子を差し出してくれた人、一夜の宿、食事を提供してくれた人たちの姿があった。その姿を見ることをできたことが行進の一番の財産であつたと思う。

行進は終わったが、民族差別があるから私たちの歩みはこれからも続く。

光州千人訴訟

「道義的國家たるべき義務」を主張

光州千人訴訟弁護団 山本 晴太

「光州千人訴訟」は、去る一月十七日、東京地方裁判所に提起された。

原告は、韓国光州市とその周辺に住む、元強制連行者、軍人、軍属、その遺族八十九人。日本政府の公式謝罪と各原告に対する一億円の損害賠償を請求している。

提訴にいたる経緯

この訴訟は「陳謝と賠償を求める裁判をすすめる会」(未斗会)代表の尽力によって提起された。

同会は一九八八年に結成され、朝日ジャーナルに「日本国は朝鮮と朝鮮人に公式に謝罪せよ」との意見広告を数回掲載、さらに翌年同会の事務局青柳敦子氏が日本国に対する訴訟の原告を求めて単身訪韓、「太平洋戦争犠牲者追悼会」の会員らと出会い、日本国に対する訴訟の提起をよびかけ、一九九〇年十月二十九日、二人の原告によって陳謝と賠償請求訴訟の提起を起した。

二人の原告による訴訟は様々な事情から弁論が開かれることはなかったが、訴訟という手段で日本国の責任を追及することを韓国の被害者らに知らせ、その後の二十件近い訴訟の嚆矢となり、韓国からの戦後補償要求という日本政府にとつての「パンドラの箱」を開く役割を果たした。



光州での裁判説明会

これに太平洋戦争犠牲者光州追悼会が応え、同会の李金珠会長の献身的な努力で「光州千人訴訟」の提訴が実現した。

八百人の参加で裁判説明会

訴訟は最初弁護士のつかない本人訴訟として八十五人の原告により提起、その後九人の弁護士に依頼して弁護団を編成し、さる五月三十日には弁護団のうち七人が訪韓し、光州の工業高校体育館で裁判説明会を開き、約八百人の被害者・遺族が参加した。

その後、韓国から原告のうち八八五人と、新たな一八四人の委任状が送られてきて、千九百九人を原告とする訴訟が本格的に動きだすことになった。

弁護団は法的主張を整理して、八月十四日に準備書面を提出、今秋にも第一回

弁論が開かれる見込みである。

「道義的國家たるべき義務」

準備書面ではなされた法的主張は多岐にわたるが、主たる主張として、次のような「道義的國家たるべき義務」を主張した。

「憲法前文は『平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼』するといふが、それは同時に平和を愛する諸國民から日本國の公正と信義が信頼されなければならぬことを意味し、政府に対し『道義的國家たるべき義務』を負わせている。侵略戦争と植民地支配を行ってきた日本國が『道義的國家』たるためには、その被害者に対する謝罪と賠償が必須であり、日本國は國家賠償法を適用して謝罪と賠償をする義務を負う。『道義的國家たるべき義務』が現在の義務である以上、謝罪と賠償は時効にかからない。」

我々は、このように請求の根拠を日本國憲法に求めることにより、『戦後補償問題は犠牲者救済の問題ではなく、日本のありかたを問うことなのだ』という考えを明らかにしたいと考えている。

国と三菱の戦争責任を追及

金順吉さん 長崎地裁に提訴

久保田 達郎

七月二日、金順吉(キム・スングル)さん(元三菱重工業・韓国釜山在住)は長崎地裁に提訴した。四十七年目の原爆投下を前に、被爆地長崎で始まった被爆者でもある金さんの熱い思いを、私たちが全力で担いたい。そして、全国の仲間にも心からの支援を呼びかけた。



金さんは訴状提出後の記者会見で、この一年間の諸行動を振り返りながら「経済大国化した日本が再び戦争を起さないよう願っている。そのためには国と三菱は責任ある戦後補償をやしてほしい」と語った。だが、この裁判の前に立ち塞がる「カベ」は厚い。国や三菱の主張は目に見えている。それは、戦後四十七年間の有効な反撃を組織してこなかった私たち日本人自身の怠慢の結果でもある。だからこそ、この裁判を私たちは

謝罪なくして賠償なし賠償なくして謝罪なし公的謝罪の要求という、法的構成が困難な主張をあえて維持したこと、原告の人数がきわめて多いことなど、この訴訟の前途には多くの困難が予想される。しかし、この困難は同時に戦後補償問題の本質を示しているといえる。それは第一に、『謝罪なくして賠償なし』賠償なくして謝罪なし』というところである。賠償のない謝罪は「口先だけの謝罪」、謝罪のない賠償は「金の力で黙らせたい」ことにはかならず、国家的道義を実現する道ではない。

第二に、この問題は裁判所では解決不能なところである。宮沢首相は「日本の裁判所の窓口は開いていない」と言っているが、韓国の一部市とその周辺だけで千人を超える戦争犠牲者が日本に対して声を上げようとしているのだ。全アジアの戦争犠牲者が声を上げようとしているとき、こんな小さな「窓口」で足りるはずがない。

日本政府は一刻も早く立法・行政的に謝罪と賠償を実現し、その道義をとりもどさねばならない。

花岡七・五追悼集会

中国人強制連行を考える会 垂水 萌

去る七月五日、東京築地本願寺において「七・五中国人強制連行殉難者合同追悼会」が、昨年に引き続いて開催された。

一九五〇年代から六〇年代初期にかけて、各地で遺骨発掘・送還運動が起こり、様々な形の中国人追悼が行なわれた。現在も各地で続けられているが、東京では三十年近く途絶えていた。

日本への中国人強制連行は一九四三年に始まる。が、中国侵略にともない華北から偽「満州国」の日本企業への連行はすでに数年間の「実績」を積み上げていた。



強制連行された中国人の生存者・遺族の発見が相次いでいる。その中で、広島被爆中国人が今年確認された。地元広島グループが五月に訪中調査し、本人からの証言を聞いてきた。渡日治療を計画している矢先の七月、癌で亡くなった。強制連行は、現在も生存者・遺族の身体に生活に深い傷を残している。そして生存者にはもはや高齢である。花岡事件以外でも各地の取り組み・受け入れ体制が準備され、生存者・遺族を招き、その証言を聞き、その要求に応えていく方向が期待される。

BC級戦犯

第四回公判報告

韓国・朝鮮人 戦犯を支える会 田口 裕史

韓国・朝鮮人BC級戦犯による國家補償等請求裁判の第四回公判は、八月三十一日午前十時より、東京地方裁判所第七百五号法廷で行われた。

被告である側はこれまで、訴状に書かれている請求原因(原告の日本軍動員から今日までの経緯、および皇民化教育などの歴史的事実)について十分な事実を認めさせていなかった(例えば、朝鮮人への皇民化教育実施については判断を

「留保」、原告らが初年長教育を受けた釜山の野口部隊の存在については「不知」、さらには、原告が配属された俘虜収容所の存在にすら認否を行っていない)が、今回提出された被告準備書面においても、事実認定の追加は行われなかった。



の発言がなされ、さらには裁判長から事実認定の勧告がなされているにもかかわらず、このような不誠実な態度を続けているのである。今日の法廷では、まずこの点について原告代理人からの反論と批判が行われた。また、今回の裁判のもうひとつのポイントには、以下

「国と三菱の戦争責任を追及する闘いである」と同時に、私たち自身の戦後責任を問う課題として立ち向かう決意である。弁護を引き受けた龍田弁護士は「政府は日本の協定で解決済み、というがこんな論理が説得力があるのかどうかじっくりと問うてみたい」と語り、「支援する会」岩松代表(長崎大学教授)は「開

いた厳しさが粘り強くやる」と挨拶、被爆地長崎での新たな闘いが始まった。

「金裁判を支援する会」の連絡先 長崎市城後町二一 教育文化会館四F「市民運動ネットワー」ク長崎 気付 電話〇九五八(三)四〇九八 郵便振込 長崎四一三五八六六 金裁判を支援する会

発行した文書を含む)があり、法廷でもそのひとつひとつを詳細に説明した。被告側は原告以上に資料を有しているはずであり、本来簡単に調べることができるといえる。にもかかわらず、かような基本的な事実について、かような加減な主張が行われることは強い憤りを感じざるを得ない。

原告代理人は、政府の不誠実な態度を厳しく批判することにも、審理促進のため、証拠調べの段階に入るよう裁判所に強く要望。前回の証人申請に続き、韓国・朝鮮人戦犯を扱ったテレビ・ドキュメンタリー番組のテープを証拠として提出。今後の法廷での上映を求めた。

次回公判は、十月十六日(月)十時より。